

生往立ちで法廷「示せず」も「根拠」の報道デマ ＝「サンケイ新聞の反動・デタラメ」＝

「サソケイ公判」第3回 10/23

去る一九八二年三月、権力・千葉県警による動労千葉への不当弾圧と呼応して、全く根も葉もない悪意に満ちた反動的デマ記事を掲載したばかりか、それに対する動労千葉からの当然の抗議と釈明の要求に対して一貫して無責任に逃げまわり、居直っている「サンケイ新聞」に対する、謝罪・訂正文の全国紙面への掲載、および損害賠償請求、として行われている「サンケイ公判」公判闘争の現段階と今後の展望について、担当弁護団の方から報告が寄せられたので掲載します。（編集委員会）

警察広報をそのまま「記事」に ―反動・低水準のサンケイ―

去る十月二三日、東京地方裁判所第七〇五法廷で、証人・島崎道彦に対する反対尋問が実施された。同証人は、本件係争記事掲載当時のサンケイ新聞東京本社・社会部のデスクで、「千葉県警の今回の捜索で、信号ケーブル切断事件など一連のグリラ事件に国鉄千葉動労が関与していることがはっきりした……」と、当時の一九八二年三月二七日付「サンケイ新聞」夕刊で悪意に満ち満ちたデマキャンペーンを張った張本人である。

「信号ケーブル切断事件」とは、その「犯行声明」より明らかなおおりに、中核派革命軍が敢行した二期工事阻止の三里塚グリラ戦であった。即ち、島崎は「：関与している……」との記事を通して、「動労千葉が中核派革命軍のグリラ戦の一翼を担った」と言いたいのである。そして、動労千葉は「過激派」である、だから社会的存在価値はないのだ、との反国鉄労働者キャンペーンを引き出していきたいのであろう。

今日、マスコミの犯罪報道について、「警察広報（報道）をそのまま記事として新聞に掲載すること自体が、人権侵害ではないか」との広汎な批判がおきている。判決確定までの「無罪推定」は手続の原則であるし、誤認逮捕は日常的、そして弾圧のための情報誤導がひんぱんにあることを見れば、遅きに失した批判ではあるが……。

デマ報道の「根拠」を厳しく追及

われわれは、従って、彼らが「：関与していることがはっきりした……」と言いつける根拠としての独自取材はどのようなものであったか、法廷ではっきりさせてもらおうではないか、まずはサンケイ新聞の取材能力のお手並み拝見というものであった。他人を犯罪と結びつけて広言するためには、それなりの明確な根拠が求められる。これは当然である。そして、サンケイ新聞の「調査」は、いずれも担当記者の聞きとりすぎない。そうなら

ば、誰が、いつ、どこで、誰から、どのようなことを聞き出したのか、を明らかにしない限り根拠が明確であるとは到底言えない。これが市民社会の常識であり、マスコミ関係者が遵守しなければならぬ倫理でもある。

島崎のいう取材源とは、国鉄本社・首都圏本部・千葉鉄道管理局、警察庁警備局・警視庁公安部・警備部・千葉県警備部、千葉地検の「然るべき人」であり、担当記者は東京本社社会部・国鉄担当・警察担当、同社千葉支局、ということである。

「担当記者」も明示できぬデタラメさ
当日の反対尋問終了後、われわれは証人島崎の証言拒絶につきその当否を決める裁判の申立を行った。

島崎は、サンケイ新聞の担当記者らは、国鉄にとってマル秘である「三・一七特別警備体制」を三月十三日に聞き出したり、取扱い注意の「CTC回線構成図」のコピーを入手したり……と「独自取材」の成果をほこっていたにもかかわらず、肝心の「誰が」「誰から」となると一切口をつぐんでしまふのである。デスクとして誰から報告を受けたのかさえ言えない、とは、何とアン・フェアなことか。前記申立は、彼のアン・フェアな態度に対するわれわれの弾劾である。「担当記者の氏名」すら明らかにできないのでは、実際に取材があったのかさえ確認できないではないか。

確実に追いつめられるサンケイ ―次回公判は、12月18日―

サンケイ新聞がこの申立に対してどのような方針で臨んでくるのか。われわれは興味深く見ていこうと思っている。われわれは確実にサンケイを追いつめつつあることを法廷のたびごとに実感できている。ここにこの裁判のおもしろさがある。そしてこの裁判を通して、誰が動労千葉に悪意をもって「過激派」社会の敵」とのレッテルを刻印しようとしているのかを徹底的に明らかにしていくとともに、サンケイ新聞の「反国鉄キャンペーン」がいかに根拠のないものかを徹底的に明らかにしていきたい。是非、傍聴を！

次回公判 十二月十八日、十三時 於・東京地裁